



# 国労西日本

国労西日本本部

## NO. 312

発行責任者 森田 文一  
編集責任者 片岡 有宏

国労西日本HP



国労西日本 検索

### 職場討議資料 ②

## JR西日本労働協約 労働条件部分の改正について(案) ②

#### I. 勤務改善等に関する要求

22. グループ会社からのいわゆる「逆出向社員」や教育・技術習得を前提として転勤した社員は、所要員としてカウントしないこと。

23. 業務に関連する実務能力認定試験等(進級・昇進含む)を受験する場合、労働時間として取り扱うこと。また、業務用自動車(乗用車)を運転する者が運転免許更新時する際には、その必要な時間を労働時間として取り扱うこと。あわせて2017・3・12以降取得の普通免許で乗れない業務用自動車(乗用車)が配備されている職場に配属された未取得者においては、必要な免許の取得と職場配属1年目で取得させること。

24. MD及びSDとなった場合、本人の希望する職種への異動を行なうこと。また、本人希望により一定期間経過後、再受検可能とすること。  
25. 勤務改善を行うことはもとより、「安全輸送の確保」及び展望ある技術継承のため、要員確保及び拡充を行い、教育の見直しを行うこと。

26. 退職者説明会は労働時間とすること。

27. 全ての勤務制度において、健康診断は労働時間として取り扱うこと。

28. 人間ドックの受診は年1回労働時間として取り扱うこと。

29. 第146条時間外及び休日等労働については、「組合員の同意がなければ臨時の勤務を命じることは出来ないこととする。」に改めること。

30. 第163条(有給休暇)「感染症を発症した場合及び感染症拡大に伴い、会社が社員に対して出勤の禁止を命じた場合」を追加すること。

#### II. 乗務員勤務制度に関する要求

1. 労働時間は休憩時間を除く始業時刻から終業時刻までとすること。また、行先地の時間のうち、折り返し準備時間を除いた時間はすべてC加給の対象時間とすること。

2. 乗務割交番作成において超勤前提としないこと。1勤務の労働時間は1日所定労働時間内で行路を作成すること。深夜帯の

乗務を2時間以上含む場合は12時間とすること。

3. 勤務は交番順序表に明示された順序で作成すること。

4. 拘束時間は、1暦日勤務8時間、2暦日は20時間を限度とし、事実上2泊3日となるような行路は設定しないこと。

5. 在宅休養時間については次のとおりとすること。

(1) 1勤務終了後は拘束時間を上回る時間を確保すること。

(2) 休日前の前後の時間は44時間とし、連続する場合は68時間を確保すること。また、休日の前日の退出時刻は17時まで設定することとし、次の勤務の開始については9時以降とすること。明け行路で訓練を指定している場合は、訓練終了時刻から在宅休養時間として算出すること。年休の翌日については、前泊とならないよう、早朝出勤にならないよう制度を確立すること。

(3) 事故等における列車遅延の場合、次勤務までの在宅休養時間は十分に確保すること。21時以降7時以前には始・終

業時刻を設けないこと。

7. 深夜帯に乗務となる行路の出勤時刻は、10時以降に設定すること。

8. 出勤時刻から到着点呼までの拘束時間を12時間以内、非番となる日は発点呼から退出時刻までの拘束時間を6時間以内とし、退出は午前中とすること。

9. 準備時間については、動力車乗務員は乗務前40分と乗務後30分を、列車乗務員は乗務前40分と乗務後30分を確保すること。

10. 折り返し準備時間については、動力車乗務員は乗務前30分以上と乗務後20分以上を確保し、列車乗務員は乗務の前後30分以上を確保すること。

11. 折り返し準備時間及び準備時間の積算要素を明らかにし、見直すこと。

12. 準備時間及び折り返し準備時間は列車の駅発時刻からではなく、車両の入換・転線開始時刻からとすること。

13. 出区時の時間は、入換開始時刻又はホーム出区の場合は発時刻から13分前に積算し出区時間は、車種及び両数を勘案して余裕のある十分な時間を確保すること。また、出入区点検時間は次のとおりとすること。

(1) EC・DC出区は20分のほか1両3分(ワンマンカーの場合は1両6分)を加算した時

分とすること。入区は10分のほか1両1分を加算した時分とすること。

なお、交直流電車(ベビコン搭載車)は10分を加算すること。

(2) EL出区は1両につき30分、DL出区は40分、入区は1両につき10分の時分とすること。

(3) 出区点検終了後の無線機通話テスト(当直又は駅との通話テスト)は、折返準備時間に積算として3分加算すること。

14. 行先地の休養時間については、到着点呼から発点呼まで連続7時間を確保すること。

15. 折り返し時間は両数に応じた余裕のある時間を確保すること。

16. 食事時間は7時、12時、18時の前後に着・着6分以上を確保すること。

17. 1勤務の乗務効率は50%以下とすること。

18. 1継続連続乗務の限度は運転士・車掌共に2時間以内とすること。

19. 臨行路は本行路に組み入れないこと。やむを得ない場合は臨時作業とすること。

20. 訓練日については生活設計を配慮し、2ヶ月前に計画公表し、希望をもとに指定すること。また、変更の場合の取り扱いが簡素化すること。

21. 訓練を時間外で行う場合は現地までの往復時間を労働時間とすること。

22. 予熱暖房は原則として行なわないこと。

23. 災害時等の勤務は次のとおりとすること。

(1) 行先地または途中において暦日以上にわたって帰着不能となり乗務(便乗含む)しなかつた場合、すべての時間を労働時

間とすること。

(2) 前泊となる場合は全時間を労働時間とすること。

(3) やむを得ず長時間の勤務となった場合や睡眠時間が4時間以下になる場合は代替要員を確保すること。代替要員は所要員化すること。

24. 列車の運転時刻については、安全性を向上させるために、余裕時間を設けること。特急列車及び新快速は、最高速度を10km/h下げた運転時分で設定すること。

25. 運転適性検査の臨時クレペリン検査の間近で定期検査に合格した場合、臨時検査は省略すること。

26. 適性検査及び定期健康診断については、変形7d勤務とすること。SAS検査は労働時間とすること。

27. 3年毎の定期研修の知識・技能確認の可否は廃止すること。

28. 運転士、車掌との列車番号知照、無線機通話試験等の時間を確保するため、折り返し準備時間に3分加えること。

29. 車発機座席データ出力のため、準備時間及び折り返し準備時間に5分を加算すること。

30. 便列車便乗で入区する場合の準備時間は、駅到着時からではなく、点呼区所への到着時刻からとすること。

31. アルコール検知で泊り乗務が不可となった場合は、2暦日不参としなないこと。

32. 後部確認指定は廃止し、駅係員の配置及び9両以上は車掌の増乗を行うこと。

33. 特急・急行の6両編成以上は車掌を二人乗務とすること。

III. 広域出向等に関する要求

1. 「広域出向等に関する協定」を以下のとおり改正すること。
  - (1) 出向の人选にあたっては、公募を原則とし本人の同意を得ること。
  - (2) 出向については、計画及び必要性等協議事項とすること。
  3. 出向期間終了にあたって、本人の意向どおり行うこと。
2. 事前通知は原則1ヶ月前までに本人に文書をもって通知すること。

IV. 転勤の基準は以下のとおりとする

1. 転勤にあたっては、家庭環境に充分配慮して行い、転勤時期・場所等についても意向を配慮し、個人面談時の本人の意向を尊重すること。また、事前通知については、2週間前とし、転居等が伴う場合は、1か月前に行うこと。
2. 他系統、他職種への配属は公募性とし、本人の同意を得ること。
3. 単身赴任の場合、その期間を2年以内とすること。
4. 鉄道部内については出勤箇所が変更となった場合は、全て転勤の扱いとすること。

V. 職場環境改善に関する要求

1. 鉄道部等の安全衛生委員会の設置単位はグループ毎とすること。そして、各設置単位に各労働組合の委員を参加させること。また、安全衛生委員会が「職場における心の健康問題」発生原因の分析及び対策を行うこと。
2. アスベスト対策について、社員をはじめ第三者に危害が及ばない対策をし、アスベストを全社員・退職者に啓蒙を行うこと。

また、石綿ばく露防止対策を周知徹底すること。

3. 休養室及び休憩室を休養・休憩する場所にふさわしい設備とし、「3密」防止策を講じること。工務系社員が出先で休養・休憩できる設備を設けること。
4. 女性乗務員の宿泊施設等を早急に全ての泊地において整備すること。
5. トイレ設備については、洋式化を踏まえた設備に改善をすること。
6. 新型コロナウイルス等感染防止のため休養設備等は、1人部屋を設けること。また、制服等の洗濯に必要な抗菌効果のある洗剤を配布すること。
7. 在来線の線路沿線に災害時に必要な駐車場を早急に整備すること。

VI. ハラスメント対策と職場の「いじめ」根絶、「メンタルヘルス」対策の要求

1. 職場における「ハラスメント」をなくすために、LGBTに関する啓発を含めた作業環境に配慮すること。
2. 人権無視、不当な命令を根絶するために、就業規則第2節第146条に「部下に対し不法な命令及び行為を行った場合」を追加し、また、仮称「ハラスメントの防止に関する規程」を定め、職場においてあらゆる「ハラスメント」がおきないよう基本的な人権を尊重し、個人の自由を侵害しないこと。全社員（特に管理監督層）を対象に教育を行うこと。「命令と服従」の企業体質を引き続き改善し、悪いことは悪いと言える風通しの良い職場環境及び安全を最優先にした規律ある作業環境をつくること。
3. 労使間で「JR西日本人権擁護委員会」（仮称）を設置すること。そして、「目安箱」及び「イジメ110番」を設置し、この中身について検討を行うこと。
4. 労働者の救済措置について、不幸にして健康を害し、休業をした場合の労働者を救済するために、上記委員会が「業務上」による起因性が明らかになった場合、その休業発生の日より有給の休暇とすること。

VII. 再雇用制度等の取扱いに関する要求

1. 年金支給開始年齢まで安心して働き続けられる環境を整え、定年年齢を65歳とすること。65歳以上については、働き続けられる環境を早急に整備すること。
2. 労働契約法20条に基づき、社員との格差を是正すること。
3. 勤務形態（ハーフ勤務等）、業務内容、勤務箇所等については本人希望を尊重し、退職時の職場を基本とすること。また、工務関係シニア社員の夜間作業については本人と夜間作業の回数については本人の意志を尊重した内容を明示すること。異動は本人同意を得ること。
4. JRバス会社において出向先基準により出向中の者で、希望する者はJR本体内での雇用とすること。
5. シニア社員の雇用契約締結時において、労基法第15条等に基づき、労働条件をわかりやすく明示するよう各地方に指導すること。
6. フルタイム以外の取扱いについて、第91条休日数について、

9日以上の見直しを図ること。

VIII. 契約社員制

1. 「契約社員希望する者」種については、本人希望を尊重すること。また、不採用者に対して、その理由を説明すること。いわゆる、ドバックする工務系統の事についても、
2. 5年の雇止する者は継続労働条件は別、労働については本人希望を尊重すること。
3. 福利厚生及びについては社と。（養生休入券等）
4. 職務乗車証とすること。
5. 昇給調整額について、見直しを図ること。

解を明らかにし、程度についての要

IX. 新昇進・賃

1. 試験偏重の級試験について合格する仕組みとすること。
2. 進級試験の公正・公平を試験実施後、試験問題、模範解答、合格基準の不合格者に対する、否の理由を明確にすること。
3. 進級試験実施後、試験問題、模範解答、合格基準の不合格者に対する、否の理由を明確にすること。
4. 「昇進・賃する協定」のき、評価制度、やかな納得性のクを行なうこと。
5. 昇給調整額について、見直しを図ること。

性に対応できるように在庫を確保すること

XI. その他の要求

1. 会社側の口頭表明として一定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること
2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行わせないようにすること
3. 車両の異音確認は検査担当が行うこと
4. 遺骸処理作業について、適切な措置方法をマニュアル化すること
5. ハンドタイタンハー作業・除草作業などに従事した社員に、特殊健康診断（振動・騒音）を受診させること

これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

アフラックはがん保険契約件数 No.1

NEW/ 生きるためのがん保険 Days 1

NEW/ あなたの保険を最新化 生きるためのがん保険 Days 1 プラス

アベニール株式会社  
千105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階  
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

アフラック  
東京第二法人営業部  
東京都港区新橋2-1-1 新橋ビル19F  
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2654